

昭和五十一年法律第五十七号

特定商取引に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
 - 第一節 定義(第二条)
 - 第二節 訪問販売(第三条―第十条)
 - 第三節 通信販売(第十一条―第十五条の四)
 - 第四節 電話勧誘販売(第十六条―第二十五条)
 - 第五節 雑則(第二十六条―第三十二条の二)
- 第三章 連鎖販売取引(第三十三条―第四十条の三)
- 第四章 特定継続的役務提供(第四十一条―第五十条)
- 第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条―第五十八条の三)
- 第五章の二 訪問購入(第五十八条の四―第五十八条の七)
- 第五章の三 差止請求権(第五十八条の十八―第五十八条の二十六)
- 第六章 雑則(第五十九条―第六十九条の三)
- 第七章 罰則(第七十条―第七十六条)
- 附則
- 第一章 総則
 - (目的)
 - 第一条 この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることによる、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
 - 第一節 定義
 - 第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等と同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者(以下「特定顧客」という。)から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

3 この章及び第五十八条の二十第一項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけた後又は政令で定める方法により電話をかけた後、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)により、その相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を締結して行う役務の提供をいう。

4 この章並びに第五十八条の十九第一号及び第六十七条第一項において「特定権利」とは、次に掲げる権利をいう。

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるもの
- 二 社債その他の金銭債権
- 三 株式会社の株式、合同会社、合名会社若しくは合資会社の社員の持分若しくはその他の

社団法人の社員権又は外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの

第二節 訪問販売

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。))を含む。

六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項(同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務提供契約を締結したとき(営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。)

二 営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは特定権利につき役務提供契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき

販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契

事項(第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。))を含む。

六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項(同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務提供契約を締結したとき(営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。)

二 営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは特定権利につき役務提供契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき

販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契

約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

（禁止行為）
第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六條第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止め同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）
第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第八條第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（指示等）
第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が 第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 二 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
 三 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
 四 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの。
 五 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（販売業者等に対する業務の停止等）
第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が 第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、そ

の販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下同じ。）となること禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項、第十五条の二第二項及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行っている）と認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（役員等に対する業務の禁止等）
第八条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業

の販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下同じ。）となること禁止を併せて命ずることができる。

務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。の禁止を命ずることができない。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第九條 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第九條の三ま

でにおいて「申込者等」という。）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五條第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に第四條第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六條第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利が行使され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた

利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

7 役務提供契約又は特定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該特定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該特定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第九條の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二條第四項第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。）の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に

係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に

第九條の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六條第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六條第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができるときから一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務

提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替へるものとする。

第九條の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六條第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六條第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができるときから一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務

提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替へるものとする。

第九條の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六條第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六條第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができるときから一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務

提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替へるものとする。

提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

5 民法第二百一十一条の二第一項の規定にかかわらず、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約に基づく債務の履行として給付を受けた申込者等は、第一項の規定により当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかつたときは、当該売買契約又は当該役務提供契約によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第十条 販売業者又は役務提供事業者は、第五條第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合
当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合
当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合
提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合
契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 販売業者又は役務提供事業者は、第五條第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約につ

いての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容
- 五 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売

(誇大広告等の禁止)

条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は当該役務の提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係る電子メール広告（以下この節において「通信販売電子メール広告」という。）をするとき。
- 二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で

定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 一 通信販売電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
- 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
- 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思表示をするために必要な事項を表示する業務

第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括

して委託を受けた者（以下この節並びに第六十六條第六項及び第六十七條第一項第四号において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役員提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（承諾をしていない者に対するフアクシミリ広告の提供の禁止等）

第十二条の五 販売業者又は役員提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでフアクシミリ広告（当該広告に係る通信文その他の情報をフアクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第一号において同じ。）をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係るフアクシミリ広告（以下この条において「通信販売フアクシミリ広告」という。）をするとき。

二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役員提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役員提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役員提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売フアクシミリ広告をするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売フアクシミリ広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売フアクシミリ広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役員提供事業者は、当該通信販売フアクシミリ広告の相手方から通信販売フアクシミリ広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売フアクシミリ広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売フアクシミリ広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 販売業者又は役員提供事業者は、通信販売フアクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売フアクシミリ広告をするものにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことと記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 販売業者又は役員提供事業者は、通信販売フアクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売フアクシミリ広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売フアクシミリ広告の提供を受けたい旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

（特定申込みを受ける際の表示）

第十二条の六 販売業者又は役員提供事業者は、当該販売業者若しくは当該役員提供事業者若しくはそれらの委託を受けた者が定める様式の書面により顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役員提供契約の申込み又は当該販売業者若しくは当該役員提供事業者若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表

示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役員提供契約の申込み（以下「特定申込み」と総称する。）を受けるときは、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該売買契約に基づいて販売する商品若しくは特定権利又は当該役員提供契約に基づいて提供する役務の分量

二 当該売買契約又は当該役員提供契約に係る第十一条第一号から第五号までに掲げる事項

2 販売業者又は役員提供事業者は、特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる表示をしてはならない。

一 当該書面の送付又は当該手続に従った情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役員提供契約の申込みとなることにつき、人を誤認させるような表示

二 前項各号に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示

（通信販売における承諾等の通知）

第十三条 販売業者又は役員提供事業者は、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役員提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役員提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

2 販売業者又は役員提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法に

より提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役員提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（不実の告知の禁止）

第十三条の二 販売業者又は役員提供事業者は、通信販売に係る売買契約又は役員提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役員提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役員提供契約の解除に関する事項（第十五条の三の規定に関する事項を含む。）又は顧客が当該売買契約若しくは当該役員提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

（指示等）

第十四条 主務大臣は、販売業者又は役員提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあるとき、その行為を是正する者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 通信販売に係る売買契約若しくは役員提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役員提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役員提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通

信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要措置をとるべきことを指示することができる。

一 顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役員提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

三 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

四 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（販売業者等に対する業務の停止等）
第十五条 主務大臣は、販売業者若しくは役員提供事業者が第十一条、第十二条、第十三条の三（第五項を除く。）、第十四条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役員提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役員提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

二 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役員提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められるときは、当該販売業者又は当該役員提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つていない当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

三 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項

において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告委託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

四 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

五 主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（役員等に対する業務の禁止等）
第十五条の二 主務大臣は、販売業者又は役員提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することができるものと認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役員提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役員提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

三 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つていない当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役員提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者

二 自ら販売業者又は役員提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者

三 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（通信販売における契約の解除等）
第十五条の三 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合）にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合）には、この限りでない。

二 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

（通信販売における契約の申込みの意思表示の取消し）
第十五条の四 特定申込みをした者は、販売業者又は役員提供事業者が当該特定申込みを受けるに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第十二条の六第一項の規定に違反して不実の表示をする行為 当該表示が事実であると認められる誤認
二 第十二条の六第一項の規定に違反して表示をしない行為 当該表示がされていない事項が存在しないとの誤認

三 第十二条の六第二項第一号に掲げる表示をする行為 同号に規定する書面の送付又は手続に従つた情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役員提供契約の申込みとならないとの誤認
四 第十二条の六第二項第二号に掲げる表示をする行為 同条第一項各号に掲げる事項についての誤認

二 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定申込みの意思表示の取消しについて準用する。

第四節 電話勧誘販売
第十六条 販売業者又は役員提供事業者は、電話勧誘販売しようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役員提供事業者の氏名又は名称及びその勧誘を行う者の氏名並びに商品若しくは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役員提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならない。

（契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する勧誘の禁止）
第十七条 販売業者又は役員提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役員提供契約を締結しない旨の意思表示をした者に対し、当該売買契約又は当該役員提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（電話勧誘販売における書面の交付）
第十八条 販売業者又は役員提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は役務につき当該役員提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役員提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 商品若しくは権利又は役務の種類
二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役員提供事業者の特定関係

二 自ら販売業者又は役員提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者

三 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（通信販売における契約の解除等）
第十五条の三 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合）にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合）には、この限りでない。

二 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

（通信販売における契約の申込みの意思表示の取消し）
第十五条の四 特定申込みをした者は、販売業者又は役員提供事業者が当該特定申込みを受けるに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第十二条の六第一項の規定に違反して不実の表示をする行為 当該表示が事実であると認められる誤認
二 第十二条の六第一項の規定に違反して表示をしない行為 当該表示がされていない事項が存在しないとの誤認

五 第二十四条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第十九条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と商品若しくは特定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。

二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利又は役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一

号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二十条 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。（禁止行為）

第二十一条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は

当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。（指示等）

第二十二條 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあることと認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

三 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に係る行為であつて、電話勧誘販売に係る

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

取引の公正及び購入者又は役務の提供を受け
る者の利益を害するおそれがあるものとして
主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたと
きは、その旨を公表しなければならない。
(販売業者等に対する業務の停止等)

第二十三条 主務大臣は、販売業者若しくは役務
提供事業者が第十六条、第十七条、第十八条第
一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十
条第一項若しくは第二十一条の規定に違反し若
しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合
において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購
入者若しくは役務の提供を受けようとする者
が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は
販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定
による指示に従わないときは、その販売業者又
は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限
り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部
を停止すべきことを命ずることができる。この
場合において、主務大臣は、その販売業者又は
役務提供事業者が個人である場合にあっては、
その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一
の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務
を営む法人の当該業務を担当する役員となるこ
との禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停
止を命ずる場合において、当該販売業者又は当
該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特
定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の
業務と同一の業務を行つていと認められると
きは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に
対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を
定めて、その特定関係法人で行つている当該同
一の業務を停止すべきことを命ずることができ
る。

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をした
ときは、その旨を公表しなければならない。
(役員等に対する業務の禁止等)

第二十三条の二 主務大臣は、販売業者又は役務
提供事業者に対して前条第一項前段の規定によ
り業務の停止を命ずる場合において、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実
に關してその者が有していた責任の程度を考慮
して当該命令の実効性を確保するためその者
による電話勧誘販売に関する業務を制限するこ
とが相当と認められる者として主務省令で定め

る者に該当するときは、その者に対して、当該
停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該
停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること
(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役
員となることを含む)の禁止を命ずることが
できる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法
人である場合 その役員及び当該命令の日前
一年以内においてその役員であつた者並びに
その使用人及び当該命令の日前一年以内にお
いてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個
人である場合 その使用人及び当該命令の日
前一年以内においてその使用人であつた者
主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を
命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者
に該当するときは、当該役員又は当該使用人に
對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を
定めて、その行つている当該各号に規定する同
一の業務を停止すべきことを命ずることができ
る。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認め
られる販売業者又は役務提供事業者の特定関
係法人において、当該命令により禁止を命ず
る範囲の業務と同一の業務を行つていと認
められる者

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当
該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一
の業務を行つていと認められる者
主務大臣は、前二項の規定による命令をした
ときは、その旨を公表しなければならない。
(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等)

第二十四条 販売業者若しくは役務提供事業者が
電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若し
くは特定権利若しくは役務につき当該売買契約
若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等
により受けた場合におけるその申込みをした者又
は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘
行為により電話勧誘顧客と商品若しくは特定権
利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当
該役務提供契約を郵便等により締結した場合に
おけるその購入者若しくは役務の提供を受ける
者(以下この条から第二十四条の三までにおい
て「申込者等」という)は、書面又は電磁的
記録によりその売買契約若しくは役務提供契約
の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務
提供契約の解除(以下この条において「申込み

の撤回等」という)を行うことができる。た
だし、申込者等が第十九条第一項又は第二項の
書面を受領した日(その日前に第十八条第一項
の書面を受領した場合にあっては、その書面を
受領した日)から起算して八日を経過した場合
(申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業
者が第二十一条第一項の規定に違反して申込み
の撤回等に関する事項につき不実のことを告げ
る行為をしたことにより当該告げられた内容が
事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しく
は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反し
て威迫したことにより困惑し、これらによつて
当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行
わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販
売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定
めることにより当該売買契約又は当該役務提
供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨
を記載して交付した書面を受領した日から起算
して八日を経過した場合)において、この限
りでない。

2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係
る書面又は電磁的記録による通知を発した時
に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合においては、販
売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤
回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求す
ることができない。

4 申込みの撤回等があつた場合において、その
売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が
既にされているときは、その引取り又は返還に
要する費用は、販売業者の負担とする。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しく
は特定権利の売買契約又は役務提供契約につき
申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売
買契約に基づき引き渡された商品が使用され若
しくは当該権利が行使された又は当該役務提供契
約に基づき役務が提供されたときにおいても、
申込者等に対し、当該商品の使用により得られ
た利益若しくは当該権利の行使により得られた
利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係
る役務の対価その他の金銭の支払を請求するこ
とができない。

6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込
みの撤回等があつた場合において、当該役務提
供契約に關して金銭を受領しているときは、
申込者等に対し、速やかに、これを返還しなけ
ればならない。

7 役務提供契約又は特定権利の売買契約の申込
者等は、その役務提供契約又は売買契約につき
申込みの撤回等を行つた場合において、当該役
務提供契約又は当該特定権利に係る役務の提供
に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物
の現状が変更されたときは、当該役務提供事業
者又は当該特定権利の販売業者に対し、その原
状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求
することができる。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利
なものは、無効とする。
(通常必要とされる分量を著しく超える商品の
売買契約等の申込みの撤回等)

第二十四条の二 申込者等は、次に掲げる契約に
該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込
みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の
解除(以下この条において「申込みの撤回等」
という)を行うことができる。ただし、申込
者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情
があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分
量を著しく超える商品若しくは特定権利(第
二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号
において同じ)の売買契約又はその日常生
活において通常必要とされる回数、期間若し
くは分量を著しく超えて役務の提供を受ける
役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該
売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務
を履行することにより申込者等にとつて当該
売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種
の商品若しくは特定権利の分量がその日常生
活において通常必要とされる分量を著しく超
えることとなること若しくは当該役務提供契
約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回
数若しくは期間若しくはその分量がその日常
生活において通常必要とされる回数、期間若
しくは分量を著しく超えることとなることを
知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に
係る商品若しくは特定権利と同種の商品若し
くは特定権利の分量がその日常生活において
通常必要とされる分量を既に著しく超えてい
ること若しくは当該役務提供契約に係る役務
と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期
間若しくはその分量がその日常生活において
通常必要とされる回数、期間若しくは分量を
既に著しく超えていることを知りながら、申

請する

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第二十四条の三 申込者等は、販売業者又は役員提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役員提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役員提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役員提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第二十五条 販売業者又は役員提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役員提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役員提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額

二 当該商品又は当該権利が返還されなかった場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該役員提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 販売業者又は役員提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役員提供契約の締結をした場合において、その対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役員提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができない。

第五節 雑則

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 売買契約又は役員提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役員提供契約の申込みをする者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供

二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供

三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構

(当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該商品又は当該権利が返還されなかった場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該役員提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 販売業者又は役員提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役員提供契約の締結をした場合において、その対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役員提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができない。

第五節 雑則

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 売買契約又は役員提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役員提供契約の申込みをする者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供

二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供

三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構

成員以外の者によるその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供

六 株式会社がその発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第四号に規定する外国法律事務所が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第六條第一項又は第七條に規定する役務の提供、同法第五條第五條に規定する外国法律事務所が行う同法第五條第九條に規定する役務の提供及び同法第六條第六條に規定する弁護士・外国法律事務所共同法人が行う弁護士法第三条第一項又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一条に規定する役務の提供

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同法第八項に規定する金融商品取引業務に規定する金融商品仲介業者が行う同法第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同法第十一項に規定する金融商品仲介業務に係る役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三條の三第三項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る販売又は役務の提供、同法第七十九條の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九條の七第一項各号に掲げる業務に係る役務の提供及び同法第二條第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第五十六條の二十四第一項に規定する業務又は同法第五十六條の二十七第一項各号に掲げる業務に係る役務の提供

ロ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業者を営むものを含む。)が行う同法第二条に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者及び同法第三項に規定する旅行業者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役員提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2 第九条から第九條の三まで、第十五條の三、第十五條の四及び第二十四條から第二十四條の三までの規定は、会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出としてされた特定権利の販売で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

3 第四条、第二十五条、第九條、第十八條、第十九條及び第二十四條の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するもの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合(主務省令で定める場合に限る。)については、適用しない。

4 第九條及び第二十四條の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役員提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたりに行われることが通常の取引の

態様である商品又は役務として政令で定めるもの販売又は提供

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

5 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次に掲げる場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

二 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

三 第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

6 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。

一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売

二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者

の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

7 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う電話勧誘販売

二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売

8 第十条及び前条の規定は、割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。）に訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

9 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等（割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。）で通信販売に該当するものについては、適用しない。

10 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

第二十七条 其の名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護することを目的とし、事業の健全な発展に資することを旨とし、かつ、訪問販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、その定款に（協会への加入の制限等）

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

2 訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 訪問販売協会は、前項の届出がなされたときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、その名称、住所、定款その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出（名称の使用制限）

2 訪問販売協会は、その名称、住所、定款その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 訪問販売協会は、第一項の届出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件として会員から出せられた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

3 訪問販売協会は、定款において、第一項の業務の実施の方法を定めておかなければならぬ。

4 訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施の方法を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（社員に対する処分）

2 訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（情報の提供等）

2 主務大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九条及び第二十九条の二に規定する業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 主務大臣は、訪問販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。

2 主務大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の規定の施行に必要な限度において、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を

保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

(通信販売協会)

第三十条 その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、通信販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

(成立の届出)

第三十条の二 前条第一項の一般社団法人(以下「通信販売協会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第三十条の三 通信販売協会は、その名称、住所その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(名称の使用制限)

第三十一条 通信販売協会でない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 通信販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第三十二条 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会

員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(通信販売協会の業務の監督)

第三十二条の二 通信販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。

2 主務大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売協会に対し、当該業務に

3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第三十三条 この章並びに第五十八条の二十一第一項及び第三項並びに第六十七条第一項において「連鎖販売」とは、物品(施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下この章及び第五章において同じ。)の販売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章及び第五十八条の二十一第一項第一号イにおいて「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買ひ受けて販売することを用いて以下同じ。)、受託販売(販売の委託を受けて商品を販売することを用いて以下同じ。若しくは販売のあつせんをいう。以下同じ。若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供(その役務と同一の種類)の役務の提供をする者を用いて以下同じ。若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益(その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号において同じ。)を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引

料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

2 この章並びに第五十八条の二十一、第五十八条の二十六第一項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に關し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二 統括者、勧誘者(統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。)

3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称(勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。)、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行為)

第三十四条 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんで店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないで行う個人との契約に限る。以下この条及び第三十八条第三項第二号において同じ。)の締結に係る連鎖販売取引に際し、又はその連鎖販売業を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げ

ず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 当該契約の解除に関する事項(第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。)

四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対し、期間を定め

ず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

て、当該告げられた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第三十五条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業者に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 その連鎖販売業者に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第三十六条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について広告をするときは、その連鎖販売業者に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担、当該連鎖販売業者に係る特定利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のもよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（誇大広告等の禁止）

第三十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないとき

は、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の規定については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第三十六条の三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。）をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

一 連鎖販売取引電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務

第三十六条の四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

る者であるときは、その者。第三項において同じ。）は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業者に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業者の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

二 連鎖販売業者を行う者は、その連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約（以下この章において「連鎖販売契約」という。）を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項
- 三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

連鎖販売業者を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該連鎖販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該連鎖販売業者を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

四 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法

第三十七条 連鎖販売業者を行う者（連鎖販売業者を行う者以外の者がその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結す

る者であるときは、その者。第三項において同じ。）は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業者に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業者の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

二 連鎖販売業者を行う者は、その連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約（以下この章において「連鎖販売契約」という。）を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項

二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項

三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

連鎖販売業者を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該連鎖販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該連鎖販売業者を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

四 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法

を除く。)による提供は、当該連鎖販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連鎖販売契約の相手方に到達したものとみなす。(指示等)

第三十八條 主務大臣は、統括者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三(第五項を除く。)若しくは前條第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條若しくは第三十六條の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確定であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をすること。
四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、勧誘者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三(第五項を除く。)若しくは前條第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

五 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三條の二、第三十四條第二項から第四項まで、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三(第五項を除く。)若しくは前條第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 第一項各号に掲げる行為
二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をすること
三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
四 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六條の四第一項又は同條第二項において準用する第三十六條の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

五 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
六 主務大臣は、第四項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
第三十九條 主務大臣は、統括者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三(第五項を除く。)若しくは前條第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前條第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條若しくは第三十六條の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは前條第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行つてはならないこととする。

一 この場合において、主務大臣は、その統括者が個人である場合にあつては、その者に對して、当該停止を命ずる期間を定め、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
二 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三條の二、第三十四條第二項から第四項まで、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三(第五項を除く。)若しくは第三十七條第一項若しくは

第二項の規定に違反し若しくは前條第三項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行つてはならないこととする。
三 主務大臣は、その者に對して、当該停止を命ずる期間を定め、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
四 主務大臣は、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人(統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又はその役員若しくはその使用者(当該命令の日前一年以内において役員又は使用者であつた者を含む。次条第四項において同じ。))が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第四項第一号において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業務を行つてると認められるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定め、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
五 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六條の四第一項若しくは同條第二項において準用する第三十六條の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前條第四項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

6 主務大臣は、第一項から第四項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

7 主務大臣は、第五項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(役員等に対する業務の禁止等)

第三十九条の二 主務大臣は、統括者に対して前条第一項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者が当該命令の実効性を確保するためにその者が相当と認められる者として主務省令で定める者に命ずるときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

一 当該統括者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者
二 当該統括者が個人である場合 その使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者

2 主務大臣は、勧誘者に対して前条第二項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者が相当と認められる者として主務省令で定める者に当該停止を命ずるときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者

二 当該勧誘者が個人である場合 その使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者

3 主務大臣は、一般連鎖販売業者に對して前条第三項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

一 当該一般連鎖販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者
二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合 その使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者

4 主務大臣は、前三項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用者が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用者に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つてゐる当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認められる者
二 自ら統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認められる者

5 主務大臣は、前各項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(連鎖販売契約の解除等)

の連鎖販売契約の相手方(その連鎖販売に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。)は、第三十七条第二項の書面を受領した日(その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日)がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第一項において同じ。)から起算して二十日を経過したとき(連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げられた内容が事実であると認めるとき、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が第三十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後)の解除を行うことができる。

2 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業者が行う者が連鎖販売加入者(当該連鎖販売契約(取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。)を締結した日から一年を経過していない者)に限る。以下この条において同じ。)に対し、既に、連鎖販売に係る商品の販売(そのあつせんを含む。)を行つてゐるときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約(当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この条において「商品販売契約」という。)の解除を行うことができる。

一 当該商品の引渡し(当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあっては、その移転。以下この条において同じ。)を受けた日から起算して九十日を経過したとき。
二 当該商品を再販売したとき。
三 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該連鎖販売に係る商品の販売を行った者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)
四 その他政令で定めるとき。

3 連鎖販売業者が行う者は、第一項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額

入者に不利なものは、無効とする。

4 前三項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

第四十条の二 連鎖販売加入者は、第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した日(その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日)がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第一項において同じ。)から起算して二十日を経過したとき(連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げられた内容が事実であると認めるとき、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が第三十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後)の解除を行うことができる。

2 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業者が行う者が連鎖販売加入者(当該連鎖販売契約(取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。)を締結した日から一年を経過していない者)に限る。以下この条において同じ。)に対し、既に、連鎖販売に係る商品の販売(そのあつせんを含む。)を行つてゐるときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約(当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この条において「商品販売契約」という。)の解除を行うことができる。

の予定又は連約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に就く当該各号に定める額を加算した額）にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額

イ 引渡しが行われた当該商品（当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたもの）に限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

ロ 提供された特定利益その他の金品（前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務（当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。）の対価に相当する額

4 連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は連約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

5 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行った者の債務の弁済の責めに任ずる。

6 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

7 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

（連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四十条の三 連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者若しくはその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第一号若しくは第二号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、又は一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第三号に掲げる行為をしたことにより同号に定める誤認をし、これらによつて当該連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該連鎖販売契約の相手方が、当該連鎖販売契約の締結の当時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者がこれらの行為をした事実を知らなかつたときは、この限りでない。

一 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

第四章 特定継続的役務提供（定義）

第四十一条 この章及び第五十八条の二十二第一項第一号において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一 役務提供者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供するところを約し、相手方がこれに応じ政令で定める金額を超える金銭を支払うことを約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。）を受ける権利を同号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権

利販売契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売

2 この章並びに第五十八条の二十二第一項第一号及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体的美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうか不確定でないもの

第四十二条 役務提供者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章及び第五十八条の二十二において「特定継続的役務提供等契約」という。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 役務提供者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて主務省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 役務の提供期間

五 第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

六 第四十九条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。

一 権利の内容であつて主務省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間

五 第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

六 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 役務提供者又は販売業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該役務提供者又は当該販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 前項前段の規定による第二項又は第三項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなす。

(誇大広告等の禁止)
第四十三条 役員提供事業者又は販売業者は、特定継続的役員提供をする場合の特定継続的役員の提供条件又は特定継続的役員の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役員の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)
第四十三条之二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした役員提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役員提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(禁止行為)
第四十四条 役員提供事業者又は販売業者は、特定継続的役員提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役員提供等契約の解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
一 役員又は役員の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合にあつては、当該権利に係る役員の効果)その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
二 役員提供又は権利の行使による役員の提供に際し当該役員の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
三 役員への対価又は権利の販売価格その他の役員の提供を受ける者又は役員の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金額の額
四 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
五 役員提供期間又は権利の行使により受け得ることができる役員提供期間
六 当該特定継続的役員提供等契約の解除に関する事項(第四十八条第一項から第七項まで

及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。)
七 顧客が当該特定継続的役員提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役員提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役員の提供を受ける者若しくは特定継続的役員の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
2 役員提供事業者又は販売業者は、特定継続的役員提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
3 役員提供事業者又は販売業者は、特定継続的役員提供等契約を締結させ、又は特定継続的役員提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
(合理的な根拠を示す資料の提出)
第四十四条之二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該役員提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役員提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該役員提供事業者又は当該販売業者は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧等)
第四十五条 役員提供事業者又は販売業者は、特定継続的役員提供に係る前払取引(特定継続的役員提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役員の提供に係る取引をいう。次項において同じ。)を行うときは、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役員提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

2 特定継続的役員提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は同項の役員提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。
(指示等)
第四十六条 主務大臣は、役員提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役員提供に係る取引の公正及び特定継続的役員提供契約を締結して特定継続的役員の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役員の提供を受ける権利を行使する者(以下この章において「特定継続的役員提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益が害されるおそれがあるため、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役員提供受領者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
一 特定継続的役員提供等契約に基づく債務又は特定継続的役員提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
二 特定継続的役員提供等契約の締結について勧誘をするに際し、当該特定継続的役員提供等契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第四十四条第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。
三 特定継続的役員提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役員提供等契約に関する事項であつて、特定継続的役員提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
四 前各号に掲げるもののほか、特定継続的役員提供に関する行為であつて、特定継続的役員提供に係る取引の公正及び特定継続的役員提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
(役員提供事業者等に対する業務の停止等)
第四十七条 主務大臣は、役員提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役員提供に係る取引の公正及び特定継続的役員提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役員提供事業者若しくは販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その役員提供事業者又は販売業者に対し、二年以内の期間を限り、特定継続的役員提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その役員提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該役員提供事業者又は当該販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人(役員提供事業者若しくは販売業者又はその役員若しくはその使用人(当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。))が事業経営を實質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該役員提供事業者又は当該販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つていいる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(役員等に対する業務の禁止等)
第四十七条之二 主務大臣は、役員提供事業者又は販売業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役員提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定め、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当

費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。
(指示等)
第四十六条 主務大臣は、役員提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役員提供に係る取引の公正及び特定継続的役員提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役員提供事業者若しくは販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その役員提供事業者又は販売業者に対し、二年以内の期間を限り、特定継続的役員提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その役員提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該役員提供事業者又は当該販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人(役員提供事業者若しくは販売業者又はその役員若しくはその使用人(当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。))が事業経営を實質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該役員提供事業者又は当該販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つていいる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。(役員等に対する業務の禁止等)
第四十七条之二 主務大臣は、役員提供事業者又は販売業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役員提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定め、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当

当する役員となることを含む。の禁止を命ずることができる。

一 当該役員提供事業者又は当該販売業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

二 当該役員提供事業者又は当該販売業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者
主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つていない当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる役員提供事業者又は販売業者の特定関係人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者
二 自ら役員提供事業者又は販売業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていないと認められる者
主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四十八条 役員提供事業者又は販売業者が特定継続的役員提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役員提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役員提供受領者等が、役員提供事業者若しくは販売業者が第四十四条第一項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役員提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役員提供受領者等が、当該役員提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役員提供等契約の解除を行うことがで

きる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面又は電磁的記録によりその特定継続的役員提供等契約の解除を行うことができる。
二 前項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除があつた場合において、役員提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役員提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品（以下この章並びに第五十八条の二十二第二項、第五十八条の二十六第一項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つていない場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の二十二第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役員提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該役員提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役員提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。
三 前二項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
四 第一項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、役員提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができる。
五 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。
六 役員提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役員提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役員提供等契約に基づき特定継続的役員提供が行われたと

きにおいて、特定継続的役員提供受領者等に對し、当該特定継続的役員提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができる。

七 役員提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役員提供契約に關連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

八 前各項の規定に反する特約で特定継続的役員提供受領者等に不利なものは、無効とする。
第四十九条 役員提供事業者が特定継続的役員提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける者が、役員提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役員提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役員提供を行わなかつた場合には、当該特定継続的役員提供を受ける権利の購入者が、当該販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定権利販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後）においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

九 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいて、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができる。
一 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
二 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の

行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
三 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
四 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
五 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
六 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

きにおいて、特定継続的役員提供受領者等に對し、当該特定継続的役員提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができる。
七 役員提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役員提供契約に關連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
八 前各項の規定に反する特約で特定継続的役員提供受領者等に不利なものは、無効とする。
第四十九条 役員提供事業者が特定継続的役員提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける者が、役員提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役員提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役員提供を行わなかつた場合には、当該特定継続的役員提供を受ける権利の購入者が、当該販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定権利販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後）においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。
九 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいて、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができる。
一 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
二 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
三 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
四 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
五 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
六 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

きにおいて、特定継続的役員提供受領者等に對し、当該特定継続的役員提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができる。
七 役員提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役員提供契約に關連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
八 前各項の規定に反する特約で特定継続的役員提供受領者等に不利なものは、無効とする。
第四十九条 役員提供事業者が特定継続的役員提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける者が、役員提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役員提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役員提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役員提供を行わなかつた場合には、当該特定継続的役員提供を受ける権利の購入者が、当該販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定権利販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後）においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。
九 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいて、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができる。
一 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
二 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
三 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
四 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
五 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
六 当該権利が返還されなかつた場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の返還されたときにおける当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

5 第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。

6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。

一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。（特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第四十四条第一項の規定に違反して不実の事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

二 第四十四条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合について準用する。（適用除外）

第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供

二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第八十二条の二又は地方公務員法第五十二条の団体の労働組合

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

2 第四十九条第二項、第四項及び第六項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売により提供し又は販売するものについては、適用しない。

第五十一条 この章並びに第五十八条の二十三、第五十八条の二十六第一項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第一号において「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務

の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において「業務提供利益」という。）を收受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。

2 この章において「取引料」とは、取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。（業務提供誘引販売取引における氏名等の明示）

第五十一条の二 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。（禁止行為）

第五十二条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関する提供され、又はあつせんとされる業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき、故意に事実を告げず、又は不実の事実を告げる行為をしてはならない。

一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたものとみなす。（業務提供誘引販売取引についての広告）

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品又は役務の種類

二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたものとみなす。（業務提供誘引販売取引についての広告）

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品又は役務の種類

二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実の事実を告げる行為をしたものとみなす。（業務提供誘引販売取引についての広告）

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品又は役務の種類

二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 その業務提供誘引販売業に關して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(誇大広告等の禁止)

第五十四条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のもよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第五十四条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告(以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。)をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたこと、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるところを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。

一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務

第五十四条の四 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者(以下この章並びに第十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。)は、次に掲げる場合を除

き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。)が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定めるところにおいて、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五十五条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担として提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。)とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その業務提供誘引販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。)を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。)を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。)を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。)を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。)を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項

二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項

三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

四 当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項(第五十八条第一項から第三項までの規定に關する事項を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 業務提供誘引販売業を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

4 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該業務提供誘引販売契約の相手方に到達したものとみなす。

(指示等)

第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつ

一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつ

て生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。

三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（業務提供誘引販売業を行う者に対する業務提供誘引販売取引の停止等）

第五十七条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同

項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、二年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が個人であり、かつ、その特定関係法人（業務提供誘引販売業を行う者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。）が事業経営を實質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つていいる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（役員等に対する業務の禁止等）

第五十七条の二 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第一項前段の規定による業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

二 当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つていいる当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる業務提供誘引販売業を行う者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていいると認められる者

二 自ら業務提供誘引販売業を行う者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていいると認められる者

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（業務提供誘引販売契約の解除）

第五十八条 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販

売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。）は、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき）を除き、書面又は電磁的記録によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

（業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第五十八条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第五十二条第一項の規定に違反して不実の事実を告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第五十二条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の第三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第五十八條の三 業務提供誘引販売契約を行う者は、その業務提供誘引販売契約に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に於て当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

一 当該商品（施設）を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該業務の提供の開始後である場合 提供された当該業務の対価に相当する額

四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該業務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 業務提供誘引販売契約を行う者は、その業務提供誘引販売契約に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務

提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該業務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該業務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。

3 前二項の規定は、業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

第五章の二 訪問購入

(定義)

第五十八條の四 この章及び第五十八條の二十四第一項において「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがある）と認められる物品であつて、政令で定めるものを除く。以下この章、同項及び第六十七條第一項において同じ。）の購入をいふ。

(訪問購入における氏名等の明示)

第五十八條の五 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。

(勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等)

第五十八條の六 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。

2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。

3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。

(訪問購入における書面の交付)

第五十八條の七 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け

たときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 物品の種類

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 第五十八條の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 購入業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この場合において、当該購入業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五十八條の八 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）

二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき

2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、

代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

(物品の引渡ししの拒絶に関する告知)

第五十八條の九 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第五十八條の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。

(禁止行為)

第五十八條の十 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実の事実を告げる行為をしてはならない。

一 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第五十八條の十四第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡ししの拒絶に関する事項

七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

たときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 物品の種類

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 第五十八條の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 購入業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この場合において、当該購入業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五十八條の八 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）

二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき

2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、

代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

(物品の引渡ししの拒絶に関する告知)

第五十八條の九 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第五十八條の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。

(禁止行為)

第五十八條の十 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実の事実を告げる行為をしてはならない。

一 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第五十八條の十四第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡ししの拒絶に関する事項

七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

たときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 物品の種類

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 第五十八條の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 購入業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この場合において、当該購入業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五十八條の八 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）

二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき

2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、

2 業務提供誘引販売契約を行う者は、その業務提供誘引販売契約に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務

提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該業務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該業務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。

3 前二項の規定は、業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

第五章の二 訪問購入

(定義)

第五十八條の四 この章及び第五十八條の二十四第一項において「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがある）と認められる物品であつて、政令で定めるものを除く。以下この章、同項及び第六十七條第一項において同じ。）の購入をいふ。

(訪問購入における氏名等の明示)

第五十八條の五 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。

(勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等)

第五十八條の六 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。

2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。

3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。

(訪問購入における書面の交付)

第五十八條の七 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け

たときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 物品の種類

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 第五十八條の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡ししの拒絶に関する事項

七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

たときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 物品の種類

二 物品の購入価格

三 物品の代金の支払の時期及び方法

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法

五 第五十八條の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

六 第五十八條の十五の規定による物品の引渡ししの拒絶に関する事項

七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

5 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知)

第五十八條の十一 購入業者は、第五十八條の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、第五十八條の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。

(物品の引渡しを受ける第三者に対する通知)

第五十八條の十一の二 購入業者は、第五十八條の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第五十八條の十四第一項ただし書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除される旨がある旨を、その第三者に通知しなければならない。

(指示等)

第五十八條の十二 主務大臣は、購入業者が第五十八條の五、第五十八條の六、第五十八條の七第一項、第五十八條の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八條の九から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第五十八條の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。

三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(購入業者に対する業務の停止等)

第五十八條の十三 主務大臣は、購入業者が第五十八條の五、第五十八條の六、第五十八條の七第一項、第五十八條の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八條の九から第五十八條の十一の二までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該購入業者が個人であり、かつ、その特定関係係人(購入業者又はその役員若しくはその使用人(当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。))が事業経営を實質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該購入業者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係係人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十八條の十三の二 主務大臣は、購入業者に對して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

一 当該購入業者が法人である場合

二 当該購入業者が個人である場合

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる購入業者の特定関係係人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められる者

二 自ら購入業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められる者

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十八條の十四 訪問購入における契約の申込みの撤回等

第五十八條の十四 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け

た場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)におけるその売買契約の相手方(以下この条及び次条において「申込者等」という。)は、書面又は電磁的記録によりその売買契約の申込みの撤回又はその撤回等(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八條の八第一項又は第二項の書面を受領した日(その日前に第五十八條の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過した場合は、申込者等が、購入業者が第五十八條の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合は、この限りでない。

2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。

3 申込者等である売買契約の相手方は、第一項の規定による売買契約の解除をもつて、第三者に對抗することができる。ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない。

4 申込みの撤回等があつた場合においては、購入業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

5 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は、購入業者の負担とする。

6 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(物品の引渡し拒絶)

第五十八條の十五 申込者等である売買契約の相手方は、前条第一項ただし書に規定する場合を

除き、引渡しの日付の定めがあるときにおいて、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

第五十八條の十六 購入業者は、第五十八條の八

第一項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に於て当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

二 当該売買契約の解除が当該売買契約について

の代金の支払前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 購入業者は、第五十八條の八第一項各号のい

ずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約について物品の引渡し義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に於て当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

一 履行期限後に当該物品が引き渡された場

合、当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの際における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）

二 当該物品が引き渡されなかった場合、当該物品

の購入価格に相当する額

第五十八條の十七 この章の規定は、次の訪問購

入については、適用しない。

一 売買契約で、第五十八條の四に規定する売

買契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又はその売買契約の相手方が営業のために若しくは営業として締結するものに係る訪問購入

二 本邦外に在る者に対する訪問購入

三 国又は地方公共団体が行う訪問購入

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第百八條の二又は地方公務員法第五十二條の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う訪問購入

六 第五十八條の六第一項及び第五十八條の七から前条までの規定は、次の訪問購入については、適用しない。

一 その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問購入

二 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の様態で政令で定めるものに該当する訪問購入

第五章の三 差止請求権

第五十八條の十八 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役員提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役員提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらに関する事項

ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

ニ 売買契約又は役員提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買契約若しくは役員提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

五 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

六 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

ニ 売買契約又は役員提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買取引若しくは役員提供契約を締結させ、又は売買取引若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役員提供事業者が、売買取引又は役員提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買取引又は役員提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項（第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約

二 第十条の規定に反する特約

（通信販売に係る差止請求権）

第五十八條の十九 適格消費者団体は、販売業者又は役員提供事業者が、通信販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品若しくは特定権利の販売条件又は役員提供条件について広告をするに際し、当該商品の性能若しくは当該特定権利若しくは当該役員提供の内容又は当該商品若しくは当該特定権利の売買取引若しくは当該役員提供の締結に関する事項（第十五條の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

二 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、第十二條の六第一項各号に掲げる事項につき表示をしない行為又は不実の表示をする行為

三 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示をする行為

イ 当該書面の送付又は当該手続に従った情報の送信が通信販売に係る売買取引又は役員提供契約の申込みとなること

ロ 第十二條の六第一項各号に掲げる事項又は解除を妨げるため、当該売買取引若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは当該役員提供契約の締結に関する事項につき、不実のことを告げる行為

四 売買取引又は役員提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買取引若しくは役員提供契約の締結に関する事項（第十五條の三の規定に関する事項を含む。）又は顧客が当該売買取引若しくは当該役員提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実のことを告げる行為

（電話勧誘販売に係る差止請求権）

第五十八條の二十 適格消費者団体は、販売業者又は役員提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買取引若しくは役員提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買取引若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらに関する事項

ロ 第二十一條第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第二十一條第一項第六号又は第七号に掲げる事項

ニ 売買取引又は役員提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買取引若しくは役員提供契約を締結させ、又は売買取引若しくは役員提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

五 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

六 売買取引又は役員提供契約の締結するに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役員提供事

業者が、売買契約又は役員提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役員提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役員提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第二十四条第八項(第二十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する特約

二 第二十五条の規定に反する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の二十一 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業者に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ

又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業者に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業者に係る特定利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のもよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業者に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確定であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業者に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十条第四項に規定する特約

二 第四十条の二第六項に規定する特約

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

第五十八条の二十二 適格消費者団体は、役員提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役員提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のもよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 役員又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合にあっては、当該権利に係る役務の効果)

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品の性能又は品質

ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項

三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

四 特定継続的役務提供等契約の締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

二 適格消費者団体は、役員提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役員提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者

に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十八条第八項に規定する特約

二 第四十九条第七項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する特約

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の二十三 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業者が行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業者が行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業者が提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

三 業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業者に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のもよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供しその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に對し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八條第四項に規定する特約
二 第五十八條の三第一項又は第二項の規定に反する特約

第五十八條の二十四 適格消費者団体は、購入業者が、訪問購入に關し、不特定かつ多数の者に對して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に對し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
- イ 物品の種類及びその性能又は品質
- ロ 第五十八條の十第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- ハ 第五十八條の十第一項第七号又は第八号に掲げる事項
- 二 売買契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 三 売買契約を締結させ、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 四 物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに關する事項であつ

て、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

五 物品の引渡しを受けるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、購入業者が、売買契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に對し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八條の十四第六項に規定する特約
二 第五十八條の十六の規定に反する特約
(適用除外)

第五十八條の二十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

- 一 第二十六條第一項、第五十八條の十八から第五十八條の二十まで
 - 二 第二十六條第六項、第五十八條の十八
 - 三 第二十六條第七項、第五十八條の二十
 - 四 第二十六條第八項、第五十八條の十八第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八條の二十第二項（第二号に係る部分に限る。）
 - 五 第四十條の二第七項、第五十八條の二十一第三項（第二号に掲げる特約のうち第四十條の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）
 - 六 第五十條第一項、第五十八條の二十一
 - 七 第五十條第二項、第五十八條の二十二第二項（第二号に掲げる特約のうち第四十九條第二項、第四項及び第六項（第四十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）
 - 八 第五十八條の三第三項、第五十八條の二十三第二項（第二号に係る部分に限る。）
 - 九 第五十八條の十七、前条
- 第五十八條の二十六 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一條の七第一項に規定する消費者生活協力団体及び消費者生活協力員は、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者、業**

務提供誘引販売業を行う者又は購入業者が不特定かつ多数の者に對して第五十八條の十八から第五十八條の二十四までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が第五十八條の十八から第五十八條の二十四までの規定による請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に對し、当該情報を提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第五十八條の十八から第五十八條の二十四までの規定による請求をする権利の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第六章 雜則

第五十九條 販賣業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に對して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合には、その送付した商品の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者が営業のために又は営業として締結することとなる売買契約の申込みについては、適用しない。

第五十九條の二 販賣業者は、売買契約の成立を偽つてその売買契約に係る商品を送付した場合には、その送付した商品の返還を請求することができる。

第六十條 何人も、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に對し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第六十一條 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務（以下この項及び第

六十六條第五項において「特定商取引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 前条第一項の規定による主務大臣に對する申出をしようとする者に對し指導又は助言を行うこと。
- 二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実關係につき調査を行うこと。
- 三 特定商取引に關する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 特定商取引に關する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

第六十二條 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に對し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第六十三條 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第六十四條 主務大臣は、第二條第四項第一号、第二十六條第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一條第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二号、第四十八條第二項、第五十八條の四又は第五十八條の十七第二項第二号の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費經濟審議會に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第二條第一項第二号若しくは第三項、第四條第二項（第五條第三項において読み替へて準用する場合を含む。）、第六條第四項、第十三條第二項、第十八條第二項（第十九條第三項において読み替へて準用する場合を含む。）、第二十條第二項、第二十六條第五項第三号若しくは第七項第一号、第三十七條第四項、第三十七條第三項、第四十條の二第二項第四号、第四十一條第一項第一号（金額に係るもの

）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 前条第一項の規定による主務大臣に對する申出をしようとする者に對し指導又は助言を行うこと。
- 二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実關係につき調査を行うこと。
- 三 特定商取引に關する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 特定商取引に關する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

第六十二條 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に對し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第六十三條 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第六十四條 主務大臣は、第二條第四項第一号、第二十六條第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一條第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二号、第四十八條第二項、第五十八條の四又は第五十八條の十七第二項第二号の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費經濟審議會に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第二條第一項第二号若しくは第三項、第四條第二項（第五條第三項において読み替へて準用する場合を含む。）、第六條第四項、第十三條第二項、第十八條第二項（第十九條第三項において読み替へて準用する場合を含む。）、第二十條第二項、第二十六條第五項第三号若しくは第七項第一号、第三十七條第四項、第三十七條第三項、第四十條の二第二項第四号、第四十一條第一項第一号（金額に係るもの

に限る。)、第四十二條第四項、第四十九條第二項第一号若しくは第二号、第五十二條第三項、第五十五條第三項、第五十八條の七第二項(第五十八條の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、又は第六十六條第二項(密接関係者の定めに係るものに限る。))の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))を定めることができる。

(報告及び立入検査)

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者を行う者若しくは購入業者(以下「販売業者等」という。))に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。))に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引す

る者に対し、当該販売業者等の業務又は財産に關し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第一項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第二項から第四項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項まで(これらの規定を前項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項から第三項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協力依頼)

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(指示等の方式)

第六十六条の三 この法律の規定による指示又は命令は、主務省令で定める書類を送達して行う。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第六十六条の四 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第一百一条、第一百三三條、第一百五條、第六六條、第七七條第一項(第一号に係る部分に限る。)、次条第一項第二号において同じ。及び第三項、第八八條並びに第九九條の規定を準用する。この場合において、同法第九九條第一項中「執行官」とあり、及び同法第七七條第一項中「裁判

所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と、同法第八八條中「裁判長」とあり、及び同法第九九條中「裁判所」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。(公示送達)

第六十六条の五 主務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 前条において準用する民事訴訟法第七七條第一項の規定により送達をすることができない場合
- 三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき
- 四 前条において準用する民事訴訟法第八八條の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者に行つても交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三三條第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七七條第一項の規定により同法第六六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六六條の四において準用する民事訴訟法第九九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))に備えられたファイルに記録しなければならない。

(主務大臣等)

第六十六条の七 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 商品及び特定権利(第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。))に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業者の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、商品に係る業務提供誘引販売業者を行う者に関する事項並びに物品に係る購入業者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに当該商品、特定権利及び物品の流通を所掌する大臣

二 特定権利(第二条第四項第一号に掲げるものに限る。))に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業者の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業者を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所掌する大臣

三 役員提供事業者に関する事項、役員に係る一連の連鎖販売業者の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに役員に係る業務提供誘引販売業者を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所掌する大臣

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四條第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

五 指定法人に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに販売に係る商品及び特定権利(第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。))並びに購入に係る物品の流通を所掌する大臣、特定権利(同項第一号に掲げるものに限る。))に係る施設又は役務の提供を行う事業を所掌する大臣、役員提供を行う事業を所掌する大臣並びに特定継続的役務の提供を行う事業を所掌する大臣

六 第六十四條第一項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項

については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品、特定権利（第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所掌する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所掌する大臣

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び経済産業大臣が共同で発する省令とする。ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

（都道府県が処理する事務）

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第六十九条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第三項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

（関係者相互の連携）

第六十九条之二 主務大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、特定商取引を公正にするとともに購入者等が受けることのある損害の防止を図るため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

（外国執行当局への情報提供）

第六十九条之三 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び

第三項において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 主務大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ、

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき、

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき、

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき、

4 主務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第七章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条、第十三条の二、第二十一条、第三十四条、第四十四条、第五十二条又は第五十条の十の規定に違反したとき、

二 第十二条の六第一項の規定に違反して、表示をせず、又は不実の表示をしたとき、

三 第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項から第三項まで、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第

二十三条の二第一項若しくは第二項、第三十条第一項から第五項まで、第三十九条の二第一項から第四項まで、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十七条の二第一項若しくは第二項、第五十七条第一項から第三項まで、第五十八条の二第一項若しくは第二項、第五十八条の十三第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三の二第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき、

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項から第三項まで、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十八条の七第一項又は第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、

二 第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十二第一項の規定による指示に違反したとき、

三 第六十六条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき、

四 第六十六条第二項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき、

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき、

二 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項（第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反したとき、

三 第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき、

四 第十二条の六第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき、

五 第十三条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して通知しなかつたとき、

六 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつたとき、

七 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に記載をしたとき、

八 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき、

2 前項第二号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三第四項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の三第四項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつた

とき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四條の規定に違反して著しく事実と相違する表示をし、若しくは實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第二項又は第三十一條第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

二 第六十六條第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六十六條第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）以下各号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第四項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

四 第六十六條第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十條第三号 三億円以下の罰金刑
二 第七十條第一号及び第二号 一億円以下の罰金刑

三 前三條 各本条の罰金刑
2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
一 第二十七條の三第一項、第二十七條の四第一項、第三十條の二第一項又は第三十條の三

第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十九條の五第二項若しくは第三十二條の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九條の五第二項若しくは第三十二條の二第二項の規定による命令に違反した者

第七十六条 第二十八條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條、第二十一條第二号、附則第三條及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第四条及び第九條の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第五條第一項から第三項まで及び第七條の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六條の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 第十五條第二項及び第十六條の規定は、この法律の施行前に第十一條第一項に規定する連鎖販売業者が相当する事業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての第十八條の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

附則 (昭和五九年六月二日法律第四九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
12 この法律の施行前に締結した売買契約又はこの法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る売買契約が締結された場合における当該売買契約については、前項の規定による改正後の訪問販売等に関する法律第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年五月二七日法律第四三号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第二條第一項第二号及び第三項、第六條第一項、第十條第二項第二号又は第十一條第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律（以下「旧法」という。）第十九條の規定の例による。

第三条 新法第四條の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第二條第三項に規定する指定商品であつて旧法第二條第三項に規定する指定商品に該当するもの（以下「特定指定商品」という。）の売買契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新法第五條の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。

3 新法第六條の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた特定指定商品の売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結さ

れた特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
4 新法第七條第一項の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。

5 新法第七條第二項の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。

6 新法第九條の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供者が受けた新法第二條第三項に規定する指定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

7 新法第十四條第二項及び第十七條の規定は、この法律の施行後に新法第十一條第一項に規定する連鎖販売業者が行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に旧法第十一條第一項に規定する連鎖販売業者が行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての新法第十八條第一項の規定の適用については、同項中「その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日）とあるのは、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十三号）の施行の日から起算して十四日を経過する日、その商品の送付があつた日から起算して三月を経過する日又はその商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日」のいずれか早い日」とする。

9 この法律の施行前にした行為並びに第一項、第二項及び第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 昭和五十五年四月一日に設立された社団法人日本訪問販売協会は、この法律の施行の日において新法第十條の二に規定する要件に該当する場合には、新法第十條の三及び第十條の四

の規定の適用については、この法律の施行の日
に設立された新法第十条の二に規定する法人と
みなす。

2 昭和五十八年十月十一日に設立された社団法人
日本通信販売協会は、この法律の施行の日にお
いて新法第十条の五に規定する要件に該当す
る場合には、新法第十条の六及び第十条の七の
規定の適用については、この法律の施行の日
に設立された新法第十条の五に規定する法人と
みなす。

附 則 (平成八年五月二二日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一条中訪問販売等に関す
る法律第十九条及び第二十一条第四号の改正規
定、第二条の規定、附則第三条中割賦販売法第
三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及
び第五条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の訪問販売等
に関する法律(以下「新法」という。)第九
条の六及び第九条の八の規定は、この法律の施行
前に販売業者又は役務提供者が受けた売買
契約又は役務提供契約の申込みについては、適
用しない。

2 新法第九条の七及び第九条の十三の規定は、
この法律の施行前に締結された売買契約若しく
は役務提供契約又はこの法律の施行前に販売業
者若しくは役務提供者が受けた申込みに係
る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の
施行後に締結された場合におけるその売買契約
若しくは役務提供契約については、適用しな
い。

3 新法第九条の十二の規定は、この法律の施行
前に販売業者若しくは役務提供者が受けた
売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しく
はその申込みに係る売買契約若しくは役務提供
契約がこの法律の施行後に締結された場合にお
けるその売買契約若しくは役務提供契約又はこ
の法律の施行前に締結された売買契約若しくは
役務提供契約については、適用しない。

4 この法律の施行前に連鎖販売業者が行う者が締
結したその連鎖販売業者に係る連鎖販売取引につ
いては、新法第十七条の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年四月二三日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に關して必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分
(両議院の同意を得ることに係る部分に限
る。)、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定(同法附則第十
項に係る部分に限る。)、第二百四十四
条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。))並びに第四百七十二
条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部
分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第
四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
百六十三條、第六百六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日

(国等の事務)
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。

この法律による改正前のそれぞれ
の規定又はこの法律の施行前に
した行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例に
よる。

(処分、申請等に関する経過措置)
第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。)の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二条から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含
む。))の経過措置に関する規定に定めるものを
除き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければ
ならない事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの
のほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしな
ければならない事項についてその手続がされて
いないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係
る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下
この条において「処分庁」という。)に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以
下この条において「上級行政庁」という。))が
あつたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政
庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

(罰則に関する経過措置)
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
関する経過措置を含む。))は、政令で定める。
(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一
号に規定する第一号法定受託事務については、
できる限り新たに設けることのないようにする
とともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの
及び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ
いては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)
は、平成十三年一月六日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。
一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第三百五五條、第三百六六條、第三百二
十四條第二項、第三百二十六條第二項及び
第三百四十四條の規定 公布の日

附 則 (平成二一年一月二七日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年六月一日から施
行する。
(訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経
過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引
に関する法律(以下「特定商取引法」という。))

第三十七条第二項及び第四十条の規定は、この法律の施行後に特定商取引法第三十三条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の訪問販売等に関する法律第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。

2 特定商取引法第五十五条第二項及び第五十八条の規定は、この法律の施行前に特定商取引法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六条 政府は、国民の日常生活に係る商取引に關する事情その他の経済的社会的環境の変化に關し、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二二年一月二七日法律第二二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月一九日法律第二八号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行後の情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年五月二日法律第四四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第六條の二、第二十一條の二、第三十四條の二、第四十四條の二及び第五十二條の二の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

2 特定商取引法第九條及び第二十四條の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役員提供事業者が受けた売買契約若しくは役員提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役員提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役員提供事業者が受けた売買契約若しくは役員提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役員提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役員提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役員提供契約については、なお従前の例による。

3 特定商取引に関する法律第九條の三及び第二十四條の二の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役員提供契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

4 特定商取引法第四十條の三、第四十九條の二及び第五十八條の二の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第三十三條第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下「連鎖販売契約」という。）同法第四十一條第一項第一号に規定する

特定継続的役員提供契約（以下単に「特定継続的役員提供契約」という。）若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）若しくは同法第五十一條第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

5 特定商取引法第十二條の二、第三十六條の二、第四十三條の二及び第五十四條の二の規定は、この法律の施行前にした表示については、適用しない。

6 特定商取引法第三十七條第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例による。

7 特定商取引法第四十條、第四十八條及び第五十八條の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役員提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役員提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。

8 特定商取引法第四十條の二の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。

9 特定商取引法第五十條第二項の規定は、この法律の施行後に解除された特定継続的役員提供契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関する法律第四十八條第二項に規定する関連商品販売契約（以下単に「関連商品販売契約」という。）について適用し、この法律の施行前に解除された特定継続的役員提供契約、特定権利販売契約又は関連商品販売契約については、なお従前の例による。

10 特定商取引法第五十八條の三の規定は、この法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、適用しない。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、国民の日常生活に係る商取引に関する事

情その他の経済的社会的環境の変化に應じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
 附則（平成二〇年五月二日法律第二九号）抄

（施行期日）
 1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日法律第七四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十一項及び第十二項並びに附則第五条第二十九項の規定 公布の日
 二 第一条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既に第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新特定商取引法」という。）第十二條の三第一號に規定する通信販売電子メール広告、第一號に規定する通信販売電子メール広告、第二號新特定商取引法第三十六條の三第一號第一号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第二號新特定商取引法第五十四條の三第一號第一号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告（以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。）に相当するものをする

ことにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をするものにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であつて、通信販売電

にされている意思の表示であつて、通信販売電

子メール広告等に相当するものの提供を受けな
い旨のものは、第二号新特定商取引法第十二
条の三第二項（第二号新特定商取引法第十二
条の四第二項において準用する場合を含む）、第
三十六条の三第二項（第二号新特定商取引法第
三十六条の四第二項において準用する場合を含
む。）又は第五十四条の三第二項（第二号新特
定商取引法第五十四条の四第二項において準用
する場合を含む。）に規定する意思の表示とみ
なす。

3 第二号新特定商取引法第十二条の三第三項
（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項に
おいて読み替えて準用する場合を含む）、第三
十六条の三第三項（第二号新特定商取引法第三
十六条の四第三項において読み替えて準用する
場合を含む。）及び第五十四条の三第三項（第
二号新特定商取引法第五十四条の四第二項にお
いて読み替えて準用する場合を含む。）の規定
は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
前に通信販売電子メール広告等に相当するもの
をすることにつきその相手方から受けた請求又
はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電
子メール広告等については、適用しない。

4 新特定商取引法第九條の二の規定は、この法
律の施行前に販売業者若しくは役員提供事業者
が受けた売買契約若しくは役員提供契約の申込
み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは
役員提供契約がこの法律の施行後に締結された
場合におけるその売買契約若しくは役員提供契
約又はこの法律の施行前に締結された売買契
約若しくは役員提供契約については、適用しな
い。

5 新特定商取引法第十條及び第二十五條の規定
は、この法律の施行前に締結された売買契約又
は役員提供契約（特定指定商品等に係るものを
除く。）については、適用しない。

6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第十
二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子
メール広告（特定指定商品等に係るものを除
く。）をすることにつきその相手方から受けて
いる請求又はその相手方から得ている承諾は、
通信販売電子メール広告をすることにつきその
相手方から受けた請求又はその相手方から得た
承諾とみなす。

7 この法律の施行の際既にされている意思の表
示であつて、新特定商取引法第十二条の三第一
項第一号に規定する通信販売電子メール広告
（特定指定商品等に係るものを除く。）の提供を
受けない旨のものは、同条第二項（新特定商取
引法第十二条の四第二項において準用する場合
を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

8 新特定商取引法第十二条の三第三項（新特定
商取引法第十二条の四第二項において読み替え
て準用する場合を含む。）の規定は、この法律
の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第
一項第一号に規定する通信販売電子メール広告
（特定指定商品等に係るものを除く。）をすること
につきその相手方から受けた請求又はその相
手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール
広告については、適用しない。

9 新特定商取引法第十三條及び第二十條の規定
は、この法律の施行前に販売業者又は役員提供

事業者が受けた売買契約又は役員提供契約の申
込み（特定指定商品等に係るものを除く。）に
ついては、適用しない。

10 新特定商取引法第十五條の二の規定は、この
法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申
込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの
法律の施行後に締結された場合におけるその売
買契約又はこの法律の施行前に締結された売買
契約については、適用しない。

11 新特定商取引法第六十七條第一項第六号に定
める主務大臣は、この法律の施行の日前におい
ても新特定商取引法第二十六條第一項第八号
二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しく
は第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政
令の制定の立案のために、政令で定めるところ
により、消費者委員会及び消費経済審議会に諮
問することができる。

12 新特定商取引法第六十七條第一項第四号に定
める主務大臣は、この法律の施行の日前におい
ても新特定商取引法第二十六條第四項第三号又
は第六項第一号の政令の制定の立案のために、
政令で定めるところにより、消費者委員会及び
消費経済審議会に諮問することができる。

13 この法律の施行の際既にその名称又は商号中
に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又
は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であ
ると誤認されるおそれのある文字を用いている
者については、新特定商取引法第二十八條及び
第三十一條の規定は、この法律の施行後六月間
は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為及び前二条
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（政令への委任）
第七條 附則第三条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定
める。

（検討）
第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の特定
商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

附則（平成二十二年六月五日法律第四九
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会
設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行
の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条の規定 この法律の公布の日
（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下「旧法令」という。）の規定によりさ
れた免許、許可、認可、承認、指定その他の処
分又は通知その他の行為は、法令に別段の定め
があるもののほか、この法律の施行後は、この
法律による改正後のそれぞれの法律（これに基
づく命令を含む。以下「新法令」という。）の
相当規定によりされた免許、許可、認可、承
認、指定その他の処分又は通知その他の行為と
みなす。

2 この法律の施行の際既に旧法令の規定により
されている免許の申請、届出その他の行為は、
法令に別段の定めがあるもののほか、この法律
の施行後は、新法令の相当規定によりされた免
許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報
告、届出、提出その他の手続をしなければなら
ない事項で、この法律の施行前にその手続が
されていないものについては、法令に別段の定
めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ
れを、新法令の相当規定によりその手続がされ
ていないものとみなして、新法令の規定を適用
する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設
置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織
法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定め
があるもののほか、この法律の施行後は、新法
令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣
府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政
組織法第十二條第一項の省令としての効力を有
するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法
律の附則においてなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二四年八月二二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条第五項並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条及び附則第四条において「新特定商取引法」という。)第五十八條の七の規定は、この法律の施行前に新特定商取引法第五十八條の四に規定する購入業者に相当する者(第三項及び第四項において「旧購入業者」という。)が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 新特定商取引法第五十八條の八及び第五十八條の十六の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 新特定商取引法第五十八條の九、第五十八條の十一、第五十八條の十二及び第五十八條の十五の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 新特定商取引法第五十八條の十四の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

5 新特定商取引法第六十七條第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前において

ても新特定商取引法第五十八條の四又は第五十八條の十七第二項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、新特定商取引法第五十八條の十四第一項に規定する申込者等が同項の規定による売買契約の解除をした場合において当該申込者等が新特定商取引法第五十八條の四に規定する訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成二六年四月二五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第五條の規定 公布の日
二 第二條の規定及び附則第三條の規定 民法の一部を改正する法律(平成二九年法律第四十四号)の施行の日
三 附則第八條の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九年法律第四十五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四條、第十三條、第十八條及び第二十條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に販売業者又は業務提供事業者が受けた売買契約又は業務提供契約の申込みについて適用し、施行日前に販売業者又は業務提供事業者が受けた商品若しくは第一条の規定による改正前の特定商取引に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二條第四項に規定する指定権利又は業務(以下この条において「商品等」という。)の売買契約又は業務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新法第五條、第十條、第十九條及び第二十五條の規定は、施行日以後に締結された売買契約又は業務提供契約について適用し、施行日前に締結された商品等の売買契約又は業務提供契約については、なお従前の例による。

3 新法第七條第二項、第十四條第三項及び第四項、第二十二條第二項、第三十八條第五項及び第六項、第四十六條第二項、第五十六條第三項及び第四項並びに第五十八條の十二第二項の規定は、施行日前に旧法第七條、第十四條、第二十二條、第三十八條、第四十六條、第五十六條及び第五十八條の十二の規定によりした指示については、適用しない。

4 販売業者又は業務提供事業者の施行日前に旧法第三條、第三條の二第二項若しくは第四條から第六條までの規定に違反する行為若しくは旧法第七條各号に掲げる行為又は同條の規定による指示に従わない行為については、新法第八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第八條の二第一項の規定は、前項に規定する行為に關して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

6 新法第九條、第九條の二、第十五條の三及び第二十四條の規定は、施行日以後に販売業者若しくは業務提供事業者が受けた売買契約若しくは業務提供契約の申込み又は施行日以後に締結された売買契約若しくは業務提供契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用し、施行日前に販売業者若しくは業務提供事業者が受けた商品等の売買契約若しくは業務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは業務提供契約が施行日以後に締結された場合におけるその売買契約若しくは業務提供契約又は施行日前に締結された商品等

の売買契約若しくは業務提供契約については、なお従前の例による。

7 新法第九條の三第四項(新法第二十四條の三第二項、第四十條の三第二項、第四十九條の二第二項及び第五十八條の二第二項)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にした売買契約若しくは業務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的業務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権について適用し、施行日前にした商品等の売買契約若しくは業務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的業務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお従前の例による。

8 施行日において既に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をするに際してその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

9 施行日において既に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(商品等に係るものを除く。)の提供を受けない旨のものは、同條第二項(新法第十二條の四第二項)において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

10 新法第十二條の三第三項(新法第十二條の四第二項)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に新法第十二條の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づき通信販売電子メール広告については、適用しない。

11 施行日において既に新法第十二條の五第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告に相当するものをするに際してその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をするに際してその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

12 施行日において既に新法第十二條の五第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告に相当するものをするに際してその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をするに際してその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

する通信販売フアクシミリ広告に相当するもの
の提供を受けない旨のものは、同条第二項に規
定する意思の表示とみなす。

13 新法第十二条の五第三項の規定は、施行日前
に同条第一項第一号に規定する通信販売フアク
シミリ広告に相当するものをするにつきそ
の相手方から受けた請求又はその相手方から得
た承諾に基づく通信販売フアクシミリ広告につ
いては、適用しない。

14 販売業者又は役員提供事業者の施行日前にし
た旧法第十一条、第十二条、第十二条の三(第
五項を除く。)若しくは第十三条第一項の規定
に違反する行為若しくは旧法第十四条第一項各
号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従
わない行為については、新法第十五条第一項の
規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新法第十五条の二第二項の規定は、前項に規
定する行為に関して業務の停止を命ずる場合に
ついては、適用しない。

16 販売業者又は役員提供事業者の施行日前にし
た旧法第十六条から第二十一条までの規定に違
反する行為若しくは旧法第二十二条各号に掲げ
る行為又は同条の規定による指示に従わない行
為については、新法第二十三条第一項の規定に
かかわらず、なお従前の例による。

17 新法第二十三条の二第二項の規定は、前項に
規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合
については、適用しない。

18 新法第二十四条の二の規定は、施行日前に販
売業者若しくは役員提供事業者が受けた売買契
約若しくは役員提供契約の申込み若しくはその
申込みに係る売買契約若しくは役員提供契約が
施行日以後に締結された場合におけるその売買
契約若しくは役員提供契約又は施行日前に締結
された売買契約若しくは役員提供契約について
は、適用しない。

19 統括者の施行日前にした旧法第三十三条の
二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四
項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三
(第五項を除く。)若しくは第三十七条の規定に
違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各
号に掲げる行為若しくは同項の規定による指示
に従わない行為又は勧誘者の施行日前にした旧
法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項
若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若し
くは第三十六条の三(第五項を除く。)の規定
に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項

第二号から第四号までに掲げる行為について
は、新法第三十九条第一項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

20 勧誘者の施行日前にした旧法第三十三条の
二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四
項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三
(第五項を除く。)若しくは第三十七条の規定に
違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各
号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指
示に従わない行為については、新法第三十九条
第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

21 一般連鎖販売業者の施行日前にした旧法第三
十三条の二、第三十四条第二項から第四項ま
で、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三
(第五項を除く。)若しくは第三十七条の規定に
違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各
号に掲げる行為又は同条第三項の規定による指
示に従わない行為については、新法第三十九条
第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

22 新法第三十九条の二第二項の規定は、第十九
項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止
を命ずる場合については、適用しない。

23 新法第三十九条の二第二項の規定は、第二十
項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止
を命ずる場合については、適用しない。

24 新法第三十九条の二第三項の規定は、第二十
一項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停
止を命ずる場合については、適用しない。

25 役員提供事業者又は販売業者の施行日前にし
た旧法第四十二条、第四十三条、第四十四条若
しくは第四十五条の規定に違反する行為若しく
は旧法第四十六条各号に掲げる行為又は同条の
規定による指示に従わない行為については、新
法第四十七条第一項の規定にかかわらず、なお
従前の例による。

26 新法第四十七条の二第二項の規定は、前項に
規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合
については、適用しない。

28 新法第五十七条の二第二項の規定は、前項に
規定する行為に関して業務提供誘引販売業に係
る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合に
ついては、適用しない。

29 購入業者の施行日前にした旧法第五十八条の
五から第五十八条の十一の二までの規定に違反
する行為若しくは旧法第五十八条の十二各号に
掲げる行為又は同条の規定による指示に従わな
い行為については、新法第五十八条の十三第一
項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

30 新法第五十八条の十三の二第二項の規定は、
前項に規定する行為に関して業務の停止を命ず
る場合については、適用しない。

第三條 第二條の規定による改正後の特定商取引
に関する法律(以下この条において「第二号新
法」という。)第九條の三第五項(第二号新法
第二十四條の三第二項、第四十條の三第二項、
第四十九條の二第二項及び第五十八條の二第二
項において準用する場合を含む。)の規定は、
附則第一條第二号に掲げる規定の施行前に売買
契約若しくは役員提供契約、連鎖販売契約、特
定継続的役員提供契約若しくは特定権利販売契
約又は業務提供誘引販売契約に基づく債務の履
行として給付がされた場合におけるその給付を
受けた者の返還の義務については、適用しな
い。

(罰則に関する経過措置)
第四條 附則第二條の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合における施行日以後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

(政令への委任)
第五條 前三條に規定するもののほか、この法律
の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討)
第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の特定
商取引に関する法律の施行の状況について検討
を加え、必要があると認めるときは、その結果
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二九年五月二四日法律第三
七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及

び第二十六条の規定は、公布の日から施行す
る。

第二十五條 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十六條 附則第二條から第四條まで及び前条
に定めるもののほか、この法律の施行に關し必
要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)
は、政令で定める。

附則(平成二九年六月二日法律第四
五号)抄
この法律は、民法改正法の施行の日から施行
する。ただし、第三百三條の二、第三百三條の三、
第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び
第三百六十二條の規定は、公布の日から施行す
る。

附則(令和元年五月三一日法律第一
六号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則(令和二年五月二九日法律第三
三号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

附則(令和三年六月一六日法律第七
二号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特定商取引に関する法律第六十四
条第二項の改正規定(「第六條第四項」の下
に「、第十三條第二項」を加える部分に限
る。)並びに次条第一項、附則第三條第一項
及び附則第五條の規定 公布の日
二 第一条中特定商取引に関する法律第五十九
条の見出しを削り、同条の前に見出しを付す
る改正規定、同条の改正規定及び同条の次に
一條を加える改正規定並びに次條第二項の規

売取引の停止を命ずる場合について適用し、統括者が施行日前にした旧特定商取引法第三十三

条の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第三

項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條の

三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規

定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第三

十八條第一項各号に掲げる行為若しくはこれら

の行為に係る同項の規定による指示に従わない

とに關して業務の停止を命ずる場合について適

用し、役員提供事業者又は販売業者が施行日前

にした旧特定商取引法第四十二條、第四十三

條、第四十四條若しくは第四十五條の規定に違

反する行為若しくは旧特定商取引法第四十六條

第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係

る同項の規定による指示に従わないことに関し

て業務の停止を命ずる場合については、なお従

前の例による。

13 新々特定商取引法第五十五條第三項及び第四

項の規定は、第三号施行日以後に締結される特

定商取引に関する法律第五十一條第一項に規定

する業務提供誘引販売取引（次項において単に

「業務提供誘引販売取引」という。）についての

契約について適用する。

14 新々特定商取引法第五十七條第二項並びに第五

十七條の二第一項及び第二項の規定は、特定商

取引に関する法律第五十一條第一項に規定する

業務提供誘引販売業（以下この項において単に

「業務提供誘引販売業」という。）を行う者が施

行日以後にする新々特定商取引法第五十一條の

二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第

五十五條第一項若しくは第二項の規定に違反す

る行為若しくは新々特定商取引法第五十六條第一

項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項

の規定による指示に従わないことに関し業務提

供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停

止を命ずる場合については、なお従前の例によ

る。

15 新々特定商取引法第五十八條の七第二項及び

第三項の規定は、第三号施行日以後に特定商取

引に関する法律第五十八條の四に規定する購入

業者（第十七項において単に「購入業者」とい

う。）が受ける売買契約の申込みについて適用

する。

16 新々特定商取引法第五十八條の八第三項にお

いて読み替えて準用する新々特定商取引法第五

十八條の七第二項及び第三項の規定は、第三号

施行日以後に締結される売買契約について適用

する。

17 新々特定商取引法第五十八條の十三第二項並び

び第五十八條の十三の二第二項及び第二項の規

定は、購入業者が施行日以後にする新々特定商取

引法第五十八條の五、第五十八條の六、第五十

八條の七第一項、第五十八條の八第一項若しく

は第二項若しくは第五十八條の九から第五十八

條の十一の二までの規定に違反する行為若しく

は新々特定商取引法第五十八條の十二第一項各号

に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規

定による指示に従わないことに関し業務の停止

を命ずる場合について適用し、購入業者が施

行日以前にした旧特定商取引法第五十八條の五か

ら第五十八條の十一の二までの規定に違反する

行為若しくは旧特定商取引法第五十八條の十二

第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係

る同項の規定による指示に従わないことに関し

業務の停止を命ずる場合については、なお従

前の例による。

（罰則に關する経過措置）

第四條 前二條の規定によりなお従前の例による

こととされる場合における施行日以後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六條 政府は、附則第一條第三号に掲げる規定

の施行後二年を経過した場合において、同号イ

及びロに掲げる改正規定による改正後の規定の

施行の状況について検討を加え、必要があると

認めるときは、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律

の施行後五年を経過した場合において、この法律

による改正後の規定の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年五月二五日法律第四八

号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して四年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第三條の規定並びに附則第六十條中商業登

記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五

十二條第二項の改正規定及び附則第百二十五

條の規定 公布の日

（政令への委任）

附則（令和四年六月一七日法律第六八

号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日